



府益担第4297号
平成23年7月15日

公益財団法人 オイスカ
中野 利弘 様

内閣総理大臣
菅 直人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

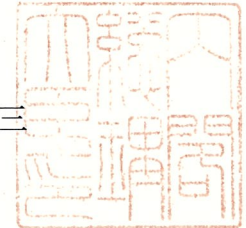
平成23年 7月15日 から 平成28年 7月14日 まで



府益担第739号
平成28年7月4日

公益財団法人オイスカ
代表者 中野 利弘 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成28年 7月 4日 から 平成33年 7月 3日 まで